

は　じ　め　に

工業統計調査は、我が国における製造活動の実態を明らかにするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計第10号として、経済産業省（旧通商産業省）所管のもとに毎年12月31日現在をもって実施されています。

なお、第1回調査は明治42年に実施され平成11年は83回目に当ります。

ここに公表する結果報告書は、平成11年調査の本県分を独自に集計し、若干の分析を加えて、各方面の利用に供するため県が編集したものであります。

この報告書が本県の製造業の実態の解明はもとより、中小企業振興対策等の行政施策や企業経営並びに各方面の研究資料として、幅広く活用していただければ幸いと存じます。

本調査実施にあたり格別のご協力をいただきました事業所の方々をはじめ、調査員並びに市町村の関係各位に対し、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成13年1月

奈良県総務部長　　関　博　之

目 次

利用上の注意	1
I 調査結果の概要	7
II 統計表	
第1表 産業中分類別、事業所数、累年比較（全事業所）	26
第2表 産業中分類別、従業者数、累年比較（全事業所）	28
第3表 産業中分類別、製造品出荷額等、累年比較（全事業所）	30
第4表 産業中分類別、有形固定資産投資総額、累年比較 （従業者30人以上の事業所）	32
第5表 産業中分類別、付加価値額、累年比較（従業者30人以上の事業所）	34
第6表 産業中分類別、生産額、累年比較（従業者30人以上の事業所）	36
第7表 産業中分類別、従業者規模別、事業所数（全事業所）	38
第8表 産業中分類別、従業者規模別、従業者数（全事業所）	38
第9表 産業中分類別、従業者規模別、製造品出荷額等（全事業所）	40
第10表 産業中分類別、従業者規模別、粗付加価値額（全事業所）	40
第11表 産業中分類別、従業者規模別、原材料使用額等（全事業所）	42
第12表 産業中分類別、従業者規模別、現金給与総額（全事業所）	42
第13表 産業中分類別、事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品出荷額等（全事業所）	44
第14表 産業中分類別、従業者規模別、事業所数、従業者数、現金給与総額、 原材料使用額等、製造品出荷額等（全事業所）	46
第15表 産業中分類別、従業者規模別、有形固定資産（従業者30人以上の事業所）	62
第16表 産業中分類別、従業者規模別、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品・半製品・仕掛品・原材料・燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）	70

第17表 産業中分類別、1事業所並びに従業者1人当たり製造品出荷額等、粗付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全事業所）-----	78
第18表 従業者規模別、1事業所並びに従業者1人当たり製造品出荷額等、粗付加価値額及び常用労働者1人当たり現金給与総額（全事業所）-----	80
第19表 従業者規模別、付加価値率、原材料率、労働分配率（全事業所）-----	80
第20表 産業中分類別、有形固定資産の取得額、現在高（従業者10人以上の事業所）-----	82
第21表 産業中分類別、付加価値率、原材料率、労働分配率 (従業者30人以上の事業所) -----	84
第22表 産業中分類別、工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）-----	86
第23表 産業中分類別、事業所敷地面積、延べ建築面積（従業者30人以上の事業所）-----	88
第24表 工業用水量（1日当たり）の前年比、構成比（従業者30人以上の事業所）-----	90
第25表 産業細分類別、事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等（全事業所）-----	92
第26表 品目別統計表（全事業所）-----	122

III 市町村別統計表

第27表 市町村別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等（全事業所）-----	162
第28表 市町村別、累年別、事業所数、従業者数、製造品出荷額等（全事業所）-----	166
第29表 市町村別、工業用地、工業用水（従業者30人以上の事業所）-----	170
第30表 市町村別統計表（全事業所）-----	174

利　用　上　の　注　意

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される指定統計調査（指定統計第10号）である。

3 調査の期日

平成11年12月31日現在で実施した。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）に掲げる大分類F－製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

6 調査項目の説明

(1) 事業所

一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるもので、一区画を占めて製造、加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

常用労働者数と個人事業主及び家族従業者数との合計であり、常用労働者には次の者を含んでいる。

(ア) 期間をきめず、又は1か月を超える期間をきめて雇われている者。

(イ) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われていた者。

(ウ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(エ) 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

(3) 現金給与総額

平成11年1年間に、常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

(4) 原材料使用額等

平成11年1年間における、原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

平成11年1年間における、製造品出荷額、加工賃収入額、修理工料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

(ア) 製造品出荷額・・・その事業所に属する原材料によって製造されたもの（原料を他に支給して製造されたものを含む。）で平成10年中に出荷した額をいう。

(イ) 加工賃収入額・・・他の企業に属する原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合これに対して受け取った、または受け取るべき加工賃収入。

(6) 有形固定資産

その事業所で所有する有形固定資産、すなわち「土地」、「建物、構築物」、「機械、装置」、「船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」をいい、帳簿価額による。

(ア) 年初現在高・・・平成11年1月1日現在で事業所が所有する有形固定資産をいう。

(イ) 取得額・・・平成11年1年間の増加額である。同一企業の他の事業所から引渡しを受けた場合も含まれる。

(ウ) 除却額・・・平成11年1年間に有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡し額である。

(エ) 減価償却額・・・減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却引当金として計上された額である。

(オ) 建設仮勘定・・・建物、構築物、機械、装置、船舶、車両等の固定資産を建設するようなどきで完成まで数年を要する場合、この建物に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、製品の場合の仕掛品に相当し、建設仮勘定の増は平成11年1年間にこの勘定の借方増に加えられた額であり、また、その減は平成10年1年間にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額である。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを、帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して生産する委託生産品も含んでいる。

(8) 工業用地

(ア) 敷地面積・・・平成11年12月31日現在において事業所が使用している敷地（借地を含む。）の全面積である。ただし、社宅、寄宿舎、グランド及びその他の福利厚生施設等が生産設備の敷地と道路等で明確に区別されているものは除く。

(イ) 建築面積・・・事業所敷地内にあるすべての建物の面積である。平成11年12月31日現在建築中のものであっても、帳簿に計上（建設仮勘定として計上）したものは含めてある。

(ウ) 延べ建築面積・・・事業所敷地内にある全建築物の各階の面積の合計である。

(9) 工業用水

平成11年1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した総用水量を年間操業日数で除した1日当たりの用水量である。

(10) 本書に使用されている算式は次のとおりである。

(?) 生産額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末在庫額-半製品及び仕掛品年初在庫額）

従業者29人以下の事業所については、生産額=製造品出荷額等

(?) 付加価値額=生産額-内国消費税額-原材料使用額等-減価償却額

従業者9人以下の事業所については、付加価値額=粗付加価値額

(?) 粗付加価値額=製造品出荷額等-内国消費税額-原材料使用額等

$$(I) \text{ 付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額}-\text{内国消費税額}} \times 100$$

$$(O) \text{ 粗付加価値率} = \frac{\text{粗付加価値額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

$$(G) \text{ 原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額}-\text{内国消費税額}} \times 100$$

$$(K) \text{ 労働分配率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

(?) 有形固定資産年末現在高=年初現在高+取得額-除却額-減価償却額

$$(K) \text{ 現金給与率} = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{生産額}-\text{内国消費税額}} \times 100$$

$$(O) \text{ 製造品在庫率} = \frac{1/2(\text{年初製造品在庫額}+\text{年末製造品在庫額})}{\text{生産額}-\text{内国消費税額}} \times 100$$

(?) 有形固定資産の投資総額=有形固定資産の取得額+(建設仮勘定の増-建設仮勘定の減)

(?) 在庫投資額=(製造品年末在庫額-製造品年初在庫額)+(半製品及び仕掛品年末在庫額-半製品及び仕掛品年初在庫額)

※ 内国消費税額=消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は、納付すべき税額の合計である。

7 統計表中の記号

0・・・単位に満たないもの

-・・・皆無もしくは該当数値のないもの

△・・・マイナスの数値

X・・・事業所数が2以下の場合に事業所数以外の箇所を、また3事業所以上であっても前後の関係から数字が判明する箇所を秘匿したもの

8 各表中の数値については、四捨五入の関係で合計と内訳の計が合わない場合がある。

9 産業中分類の名称は、次のように省略して用いてある。

分類番号	省 略	産 業 中 分 類 項 目 名
12	食 料 品	食料品製造業
13	飲 料 ・ 飼 料	飲料・たばこ・飼料製造業
14	纖 維	纖維工業（衣服、その他の纖維製品を除く）
15	衣 服	衣服・その他の纖維製品製造業
16	木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
17	家 具 ・ 装 備 品	家具・装備品製造業
18	パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	出 版 ・ 印 刷	出版・印刷・同関連産業
20	化 学	化学工業
21	石 油 ・ 石 炭	石油製品・石炭製品製造業
22	プ ラ スチック	プラスチック製品製造業
23	ゴ ム 製 品	ゴム製品製造業
24	な め し 革	なめし革・同製品・毛皮製造業
25	窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
26	鉄 鋼	鉄鋼業
27	非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
28	金 属 製 品	金属製品製造業
29	一 般 機 械	一般機械器具製造業
30	電 気 機 械	電気機械器具製造業
31	輸 送 機 械	輸送用機械器具製造業
32	精 密 機 械	精密機械器具製造業
34	そ の 他	その他の製造業

「34 その他」の中には、貴金属製品、玩具・運動競技用具、ペン等事務用品、装身具・装飾品、畳、傘等が含まれている。

10 産業3類型別の区分は、次のとおりである。

基礎素材型産業	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械
生活関連型産業	食料品、飲料・飼料、纖維、衣服、家具・装備品、出版・印刷、なめし革、その他

本文中において「基礎素材型」、「加工組立型」、「生活関連型」と表示している。

11 この報告書は、平成11月12月31日現在で実施した工業統計調査の結果を県が集計した数値であり、後日、経済産業省が公表する確定した数値と相違する場合がある。

12 この報告書の照会等については、下記までご連絡下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部統計課産業統計係

(電話 0742-22-1101 内線 2623 2624)